

# 射水市農業委員会委員候補者評価委員会議事録

日時：令和5年10月13日（金）

10：00～10：40

場所：射水市役所本庁舎 305 会議室

出席者（計7名）

射水市農業委員会委員候補者評価委員会委員（5名）

磯部 賢	副市長
塩谷 明永	産業経済部長
村中 一也	農林水産課長兼農業委員会事務局長
堀 正	農業委員会会長
土合 正夫	農業委員会会長職務代理人

事務局（2名）

高木 淳也	農業委員会事務局主査
新保 有紗	農業委員会事務局主事

## 開会

高木主査

ただいまから射水市農業委員会委員候補者評価委員会を開催いたします。  
開催にあたりまして、磯部副市長よりごあいさつを申し上げます。

磯部副市長

— あいさつ —

高木主査

ありがとうございました。  
続きまして、本日ご出席いただきました委員の皆さんをご紹介させていただきます。

— 委員紹介 —

高木主査

なお、本評価委員会の委員長についてですが、お手元の資料の射水市農業委員会委員候補者評価委員会運営要綱第5条第2項に基づき、副市長がその職につくこととなっております。あわせて副委員長には、令和4年10月開催の評価委員会に引き続き、堀会長にお願いしたいと思います。また、同要綱第5条第3項の規定により、委員長が会議の進行をすることになっていきますので、磯部委員長よろしくお願いたします。

磯部委員長

それでは、よろしく申し上げます。  
早速ですが議事に入りたいと思います。  
事務局から、評価基準及び委員候補者の推薦・応募状況について資料の説明をお願いします。

高木主査

まずは、評価基準及び候補者の選考手順について説明いたします。  
資料の射水市農業委員候補者評価基準をご覧ください。  
農業委員の選考に当たっては、記載の選考手順に沿って行うこととしています。

「Ⅰ 欠格事項に該当していないか。」については、「農業委員会等に関する法律」第8条第4項の欠格事項の確認です。

欠格事項とは、破産手続き開始の決定を受けていないか、禁固以上の刑に処せられていないかの確認ですが、今回の候補者の中で欠格事項に該当する方はおられませんでした。

「Ⅱ 射水市内に住所を有しているか。」については、住所地の確認です。  
こちらについても全員が市内在住者であることを確認しております。

「Ⅲ 中立者であるか。」については、農業委員会等に関する法律第8条第6項において「利害関係を有しないものが含まれるようにしなければならない」とされています。

今回、中立者に該当する方からの応募は1件でした。

「Ⅳ 認定農業者であるか。」については、農業委員会等に関する法律第8条第5項において、認定農業者の人数は委員の過半数であるものと規定されており、定数25人に対し13人以上が必要となります。

認定農業者とは、認定農業者である個人や認定農業者である法人の業務を執行する役員等である者です。

今回、推薦・応募のあった認定農業者は11人であり、過半数を満たしていません。

認定農業者が過半数を満たさない場合については、資料の「農業委員会等に関する法律施行規則」第2条に認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合が規定されており、第1項の「Ⅰ 認定農業者等であった者」を加えることができるとされています。

今回、推薦・応募のあった方の中に、この要件を満たす方が3人おられることから合わせて14人となり、過半数要件を満たすこととなります。

以上を踏まえまして、農業委員に推薦・応募のあった25人の詳細について説明いたします。

高木主査

それでは、「委員候補者の推薦及び応募の状況」をご覧ください。  
受付番号1番 炭谷 一三 さん、65才です。大門町土地改良区の推薦を受けており、認定農業者ではありません。

— 以下同様、25人説明 —

事務局からの説明は以上となります。  
今回は推薦・応募者が定数と同数のため、25人全員を候補者とさせていただきたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

磯部委員長

ここまでの説明をふまえ、ご意見・質問等をいただきたいと思います。どなたからでも結構ですので、いかがでしょうか。

塩谷委員

女性委員について、射水市の現状及び今回の推薦応募状況を教えてほしい。

村中委員

射水市は農地の9割以上が水田であり、水田農業が発達している。  
女性が農業に関わるとなると、園芸（花、野菜、果樹）の分野が多いが、本市の営農組織が発達している地域からは、なかなか人材が出てこない状況である。  
そうした中で、今回、いみず野農業協同組合から齊田博美さんの団体推薦、中立委員として川腰康子さんの応募があり、前回と同じく2人となった。

— 答申案のとりまとめ —

磯部委員長

他に質問がないようですので、確認いたします。  
先ほど事務局から説明のありましたとおり、今回推薦・応募のあった25人を農業委員の候補者として、市長に意見を答申することに異議ありませんか。

— 異議なし —

磯部委員長

それでは、今回推薦・応募のあった25人を農業委員候補者として市長へ答申いたしますのでよろしくお願いいたします。  
以上で議事を終了します。  
それでは事務局へお返しします。

高木主査

副市長ありがとうございました。

本日の答申を踏まえ市長が候補者を決定後、本市議会に同意案件として提出し、同意が得られれば任命する運びとなります。

任期の初日となる12月18日に農業委員を委嘱し、組織総会を開催する予定としております。

以上で農業委員会委員候補者評価委員会を終了いたします。

本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

閉会